

高知県地域営農支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知県地域営農支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、地域営農支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施基準

1 補助の対象に関する基準

(1) ハード事業について

ア 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業をこの事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。

イ 県の他の補助事業として採択された事業又は該当すると判断されるものについては、この事業においては採択しない。

なお、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に該当する事業については、不採択になった場合に限り、この事業において受け付けることができるものとする。

ウ 事業実施主体である集落営農組織等は、人・農地プランの中心経営体又は地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に位置付けられた組織とする。

ただし、新規に設立される組織については、事業実施年度内に人・農地プランの中心経営体又は地域計画に位置付けられることが確実と見込まれる場合は、補助の対象とする。

エ 事業実施主体である集落営農組織等は、別紙様式第1-1号による集落営農等の活性化に向けたビジョン（以下「集落ビジョン」という。）を県、市町村等関係機関のサポートを受けながら策定するものとする。

オ 事業細目「地域農業戦略推進」は、集落営農法人（1年以内に法人化する組織を含む）、中山間農業複合経営拠点、農業協同組合又は市町村に対する、地域農業戦略に基づく、連携する組織間で共同利用等を行う機械及び施設（以下「機械等」という。）の整備とする。

本要領でいう地域農業戦略とは、地域農業を支える活動を継続していくために、複数の集落営農組織等が連携して取り組む地域農業のビジョン・行動計画・各組織の役割等をまとめたもので、省力化・効率化につながる機械の導入や労働力の確保等を図るとともに、広域で活動できる地域の中核を担う組織の育成につながるものをいう。

地域農業戦略の策定にあたっては、市町村、農業協同組合、農業振興センター、集落営農組織等などによる協議の場（以下「地域農業戦略協議会」という。）を設け、対象地域を定めて、人・農地プラン及び地域計画等の当該地域における策定済の計画等との整合に留意して、地域農業戦略の策定に取り組むものとする。

カ 事業細目「事業戦略推進」は、集落営農法人（1年以内に法人化する組織を含む）、中山間農業複合経営拠点、農業協同組合又は市町村に対する、事業戦略に基づく機械等の整備とする。

本要領でいう事業戦略とは、集落営農組織等が目指すべき姿を実現するための道筋を明らかにしたもので、集落営農法人（1年以内に法人化する組織を含む）は営農計画等を、中山間農業複合経営拠点は戦略マップ等をいう。

キ 事業細目「農地集積推進」は、集落営農組織が特定農作業受託を行うために必要な機械等の整備とする。

特定農作業受託は共同販売経理の実施を前提としており、本要領でいう共同販売経理とは、その組織が行う耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、かつ、その組織が販売した農産物に係る利益を全ての構成員に対し配分していることをいい、具体的には、その組織の口座を設けて、組織名義で農産物を販売し、その販売収入を組織の口座で受け取り、耕作に要する費用控除後に生じた利益を構成員に対し配分する経理をいう。

ク 事業細目「特別承認支援」は、補助率又は交付率等が2分の1以内の国事業を活用する機械等の整備とする。

ケ 事業細目「集落営農一般」は、前エ～キのいずれにも該当しない、集落営農組織の行う機械等の整備とする。

コ 個人機械等若しくは目的外使用のおそれの多いもの又は事業効果の少ないものは、補助の対象としないものとする。ただし、汎用性の高いものであっても、農業経営において真に必要であり、他目的に使用されることがなく、導入後の適正利用が確認できる場合は、この限りでない。

サ 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を整備する場合は、機械メーカーが自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じてデータを連携できる環境を整備又は整備予定であるものとする。

シ 補助の対象外となる経費

（ア）機械等の維持管理に要する経費（修繕費、電気代、水道代等）

（イ）機械等の解体処分費及び撤去処分費

（ウ）用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費

ス 補助対象となる機械等は、原則として耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、機械等の本来の機能を発揮するために必要な附帯施設及びロボット技術や

情報通信技術（ICT）等を活用して省力化・軽労化等を更に進めるための機械等については、この限りでない。

セ 既存の機械等、器具又は資材の有効利用等の観点からみて必要があると認められる場合は、模様替え、増築若しくは併設の事業又は古品若しくは古材の利用による事業を補助の対象とする。ただし、その品質の確保には十分留意しなければならない。なお、単純更新については認めない。

ソ 機械等の改築等において、その改築等によって機能が強化されないもの（老朽化した既存施設をそのまま改修する場合等）にあつては、補助対象としない。

タ 「成果目標」について

（ア）事業の実施にあつては、集落営農等の活性化に関する成果目標を設定するものとする。

（イ）成果目標の目標年度は、事業実施年度から起算して4年度目とする。なお、成果目標における評点の合計は10点以上とする（「評点の合計÷県補助金額×1,000万円」が10点以上の場合を含む）。

チ 「規模決定」について

（ア）整備する機械等の規模決定根拠にあつては、客観的な資料により確認するものとする。ただし、別表「規模決定根拠の算定基準」を満たす計画の場合は、この限りではない。

（イ）事業細目「事業戦略推進」及び「地域農業戦略推進」の規模の決定にあつては、成果目標の目標年度における計画を根拠とする。ただし、適切な理由がある場合は、成果目標の目標年度以前における計画を根拠とすることができる。

ツ 「受益地」について

機械等の整備にあつては事業の規模拡大を前提とし、既存の機械等の受益地は含まないものとする。ただし、成果目標に基づく継続的な発展のための収益性の改善に向けて、機械等の高度化を図る場合は、この限りではない。

テ 所有の明確化

事業実施主体の策定する管理及び利用に関する規約及び登記簿において、当該機械等が事業実施主体の所有であること。ただし、既存機械等の模様替え等において、当該機械等が事業実施主体の所有でない場合は、事業実施主体と所有者が適切な契約を行うことが認められる場合は、この限りでない。

ト 管理運営

事業実施主体の策定する管理及び利用に関する規約（利用料金の設定を含む。）に基づき、当該機械等に係る利用料金の徴収及び一体的な維持について、適切に管理されていること。また、整備した機械等は、被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

(2) ソフト事業について

ア 補助対象は、研修会等における講師の謝金、先進地研修に係るバス等の借り上げ料及び研修先に対する負担金等の研修に必要な経費、派遣会社及び税理士等専門家への委託料、賃借料、その他集落営農組織等の整備推進に関し必要があると認められる経費とする。ただし、職員の旅費及び人件費、コピー代等の経常的な経費は除く。

イ 事業種目「集落営農組織等の連携」については、集落営農組織等の組織間の連携を推進するための事業とし、地域農業戦略協議会により対象地域が定まっていれば、地域農業戦略の策定を前提としても取り組めるものとする。

ウ 事業細目「インターンシップ支援」については、集落営農組織等の組織間の連携を進めるための担い手確保を目的として、都市住民や近隣の非農家等に幅広く呼び掛けて実施し、主な農業体験先は集落営農組織等とする。

エ 事業細目「高収益作物導入支援」については、園芸品目などの高収益作物を導入する場合を対象とし、実証段階の取組は含まないものとする。

オ 事業細目「経営管理支援」については、経営管理能力を向上させるための、農業経営アドバイザーの資格を持つ税理士等専門家による、部門別会計などの管理会計の習得支援とする。

カ 事業細目「短期研修支援」については、基本的な農作業を行う研修を対象とし、知識習得のための座学等は対象としない。また、対象とする研修生は、就農希望者及び農業を開始して3年以内の者とする。

2 事業実施主体について

(1) 事業実施主体は、中山間地域の農業の維持、活性化に取り組む集落営農組織及び集落営農法人、並びに担い手の確保及び農地の保全・管理及び農業生産の向上に取り組む中山間農業複合経営拠点と、それらの取組を支援する市町村及び農業協同組合とする。

ア 本要領でいう集落営農組織とは、組織に関する定款又は規約があり、総会、収支（会計）の計画、事業計画等に基づき集落営農活動（一つ又は複数の集落を一つの単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化又は統一化に関する合意のもとに実施される営農活動）を行う組織をいい、構成員は3人以上とする。

その設立にあたっては、集落の農業者が参加する会議で集落営農の推進や組織化について諮られ、議事録等でその経過や合意を確認できるものとする。

なお、集落を構成する全ての農業者が何らかの形で集落営農に参加していることを原則とするが、集落内のおおむね過半の農業者が参加している場合はこれを含むもの

とする。また、以下に掲げる場合には、おおむね過半の参加を下回っていても事業実施主体として認めるものとする。

(ア) 組織の設立あるいは法人の設立から5年を経過していない

(イ) 関連する人・農地プラン等の対象地区内に他の集落営農組織がない

また、複数の集落で活動する組織については、主体となる集落があり、その集落における設立や参加について該当するものとする。さらに、各地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会において「集落営農組織等整理シート」を作成するものとする。

イ 集落営農法人とは、集落営農組織のうち法人格を持つものをいう。

ウ 中山間農業複合経営拠点とは、活動範囲が旧市町村単位以上で（昭和25年2月1日時点の旧市町村単位とする。）、中山間地域の核となるJA出資法人、市町村農業公社、第三セクター、集落活動センター等で、農作業の受託や新規就農者を育てる研修事業、庭先集荷などの「地域を支える取組」と中山間に適した農産物の生産や施設園芸、6次産業化などの「地域で稼ぐ取組」を複合的に行うことが確実に認められる法人をいう。

(2) 事業実施主体が第4に定める事業の実施計画を作成する時点で、事業実施主体となる要件を満たしていない場合であっても、補助事業者が交付要綱第4条第1項の規定による補助金の交付の申請を行うまでに要件を満たせば足りるものとする。

第3 実施期間

事業の実施期間は単年度とする。ただし、災害等やむを得ない場合はこの限りでない。

第4 実施計画書

- 1 事業実施主体がこの事業を実施しようとするときは、取組の効果が早期に十分発揮することができるよう、事業の実施計画等を補助事業者に提出しなければならない。
ただし、ハード事業のうち特別承認支援及びソフト事業に係るものを除く。
- 2 補助事業者は、事業実施主体から提出された事業の実施計画等をもとに、その意見及び要望を聴取した上で、別記様式第1号による実施計画書を2部作成し、所管の農業振興センター又は家畜保健衛生所（以下「農業振興センター等」という。）に提出しなければならない。
- 3 所管の農業振興センター等は、補助事業者から提出された実施計画書を精査し、意見を付して農業担い手支援課に送付するものとする。
- 4 農業担い手支援課は、2及び3により提出された実施計画書の内容を審査し、過去の実績等も踏まえて、適当と認められる場合には、この計画を承認し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

第5 計画の変更

実施計画書の承認を受けた後に、次の各号のいずれかの事項の変更をしようとするときは、第4の手続きに準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更にあたっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

- (1) 成果目標を変更しようとするとき
- (2) 事業実施主体を変更しようとするとき
- (3) 整備する機械等の仕様を変更しようとするとき
- (4) 事業実施主体が事業内容を新設しようとするとき

第6 天災その他の災害による事業の中止又は廃止

ア 天災その他の災害により、事業の遂行が困難と見込まれる場合又は事業を中止し若しくは廃止する場合は、事業実施主体は、速やかにその旨を記載した書類を作成して、補助事業者に報告しなければならない。

イ アの報告を受けた補助事業者は、現地調査を行った上、調査意見及び被害写真を付して、被災した日から起算して7日以内に、別記様式第2号による報告書を2部作成し、所管の農業振興センター等を経由して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

第7 事業の適正な実施

- (1) 事業実施主体及び補助事業者は、関係法令等を遵守し、それぞれの事業の適正かつ厳正な実施を期さなければならない。

事業実施主体は、入札等の適正かつ厳正な実施のために、事業実施主体の役員等（法人格を有する場合の業務執行役員又は法人格を有さない場合の構成員）が、役員又は従業員として在籍する事業者を入札等に参加させてはならない。

ただし、やむを得ず参加させる場合は、入札等の情報管理を徹底する旨を確認できる書類を、補助事業者を通じて知事に提出しなければならない。

補助事業者は、補助金等の額の確定のために知事が行う実績報告の内容の審査及び現地調査等に従わなければならない。

また、事業の目的が十分に達成されるよう、補助事業の完了後においても、機械等の運営及び管理に必要な措置を講ずることに努めなければならない。

- (2) 財産管理について

ア 事業実施主体は、本事業で取得した機械等の管理状況を明確にするため、別記様式第3号による財産管理台帳を作成し管理しなければならない。

また、本事業で取得した機械等について、事業実施年度、事業名称及び事業実施

主体名を明らかにする標示を設置又は付置するものとする。

イ 補助事業者は、事業実施主体が本事業で取得した機械等の移転若しくは更新、又は主要機能の変更を伴う増築、改築等の模様替えをしようとするときは、その必要性を検討のうえ、遅くともその1月前までに別記様式第4号を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

ウ 事業実施主体及び補助事業者は、本事業で取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、「補助金に係る財産処分承認基準（平成20年11月28日付け20高財政第210号副知事通知）」によるものとする。

なお、集落営農組織の法人化に伴い、法人化後の組織へ無償譲渡、無償貸付及び有償譲渡する場合（この場合は、承認基準に基づく承認申請書に集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることを確認することができる発起人名簿又は定款素案及び新設法人への財産処分（承継）を確認することができる総会資料等を添付すること。）にあつては、承認基準第3の規定にかかわらず、県への納付を要しないものとする。ただし、処分制限期間の残期間内は、補助条件を承継するものとする。

（3）事業実施主体（市町村の場合を除く。）は、補助事業完了までに、別記様式第5号による確認書を作成し、補助事業者に提出しなければならない。

補助事業者は、当該確認書を、交付要綱第11条による実績報告書とともに知事に提出しなければならない。

第8 事業の推進体制等

事業実施主体は、補助事業者、農業振興センター等、農業協同組合その他関係団体と連携を図りながら、事業の円滑な推進に努めなければならない。

第9 事業成果の評価

（1）補助事業者は、第4の実施計画書に基づいてハード事業を実施した事業実施主体について、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、事業成果等についてフォローアップを行わなければならない。その際、成果目標の達成状況を毎年度調査し、調査実施年度の翌年度の4月末日までに別記様式第6号により知事に報告しなければならない。

なお、報告期日前あるいは調査実施年度以降においても、必要に応じ、知事はその事業成果等の報告を求める場合がある。

（2）補助事業者は、（1）の調査の結果、目標年度において採点した成果目標の評点が10点未満の事業実施主体については、改善計画等の作成及び実施について指導を行うとともに、当該改善計画及び指導状況について、知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 9 の事業成果の評価については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 規模決定根拠の算定基準

機械名	規格等	1日当たり 処理目安	受益面積
トラクター	馬力 40PS 以下	60～110a /日	11 ha
	〃 50PS 以下	75～115a /日	13 ha
	〃 60PS 以下	100～170a /日	18 ha
ハロー	作業幅 3.2m 以下	150～200a /日	11 ha
	〃 3.9m 以下	180～320a /日	13 ha
	〃 4.2m 以下	200～380a /日	15 ha
田植機	植付条数 5条	50～110a /日	8 ha
	〃 6条	75～170a /日	12 ha
コンバイン	刈取条数 3条	90～110a /日	9 ha
	〃 4条	95～115a /日	13 ha
	〃 5条	145～165a /日	18 ha
畦塗機	作業速度 0.2～0.8km/h	290～380a /日	12 ha
	〃 0.4～1.0km/h	320～420a /日	18 ha
ドローン	防除用	430～490a /日	20 ha
米穀乾燥機	石数 30石	35～40a /日	4.5 ha
	〃 40石	45～55a /日	6 ha
	〃 50石	60～70a /日	7.5 ha
糶摺機	処理能力 1,920kg/h 以下	95～150a /日	14 ha
	〃 2,100kg/h 以下	110～165a /日	20 ha
色彩選別機	処理能力 2,000kg/h 以下	80～115a /日	15 ha

※複数の機械等を整備する場合は、それぞれの機械等の受益面積が、規模決定根拠の算定基準における受益面積以上となること。

※既存の機械等を所有している場合、整備する機械等の受益面積に、既存の機械等の受益面積を含めないこと。